

# あゆみ介護文京 ホームヘルプサービス料金表 (令和6年6月1日より)

## ① 介護保険制度をご利用になる場合

- 表示の料金は、介護保険法で定められたサービス単位から算出しています。(1単位:11.40円)  
実際のご請求は端数処理しますので、表示金額と若干の差が生じる場合がございますのでご了承下さい。
- ご請求させていただく介護保険適用サービスの料金は、表示金額の1割～3割です。(介護保険負担割合証に記載された割合)
- ご利用になられるサービスの料金は、居宅サービス計画で決められたサービス内容に基づく訪問介護計画の提供時間から算出いたします。
- 弊社の料金は、特定事業所加算Ⅱを適用させて頂いております。(表示金額は加算後の金額です。)

★特定事業所加算Ⅱとは、介護保険法で厚生労働大臣が定める人材の質の確保やヘルパーの環境整備等規定される体制・人材要件の基準に適合する事業所に適用され基本単位数の10%が加算されます。

		身体介護中心に引き続き生活援助中心のサービス (提供時間が同じでも身体介護と生活援助それぞれにかかる時間により料金が異なります)						
		生活援助が20分以上45分未満		生活援助が45分以上70分未満		生活援助が70分以上		
	サービス提供時間	料金	サービス提供時間	料金	サービス提供時間	料金	サービス提供時間	料金
身体介護中心のサービス	20分以上 30分未満 身体介護1	3,055円	40分以上 1時間15分未満 身体介護1生活援助1	3,876円	1時間5分以上 1時間40分未満 身体介護1生活援助2	4,685円	1時間30分以上 身体介護1生活援助3	5,506円
	30分以上 1時間未満 身体介護2	4,856円	50分以上 1時間45分未満 身体介護2生活援助1	5,665円	1時間15分以上 2時間10分未満 身体介護2生活援助2	6,486円	1時間40分以上 身体介護2生活援助3	7,296円
	1時間以上 1時間30分未満 身体介護3	7,113円	1時間20分以上 2時間15分未満 身体介護3生活援助1	7,923円	1時間45分以上 2時間40分未満 身体介護3生活援助2	8,743円	2時間10分以上 身体介護3生活援助3	9,563円
	1時間30分以上の場合に加算する30分毎の単価	1,026円	※身体介護4以上の場合は、それぞれ(身体介護3生活援助○)の金額に30分毎の単価を加算します。					
	20分未満 身体介護0	2,040円	※介護保険では、「20分未満」のサービスは特別な場合を除いて引き続き生活援助中心のサービスの算定は出来ません。					
生活援助中心のサービス	20分以上 45分未満 生活援助2	2,245円	※提供時間が8時～18時以外の時間帯の場合は、時間外割増料が発生いたします。割増料は、③その他の料金についてをご参照下さい。					
	45分以上 生活援助3	2,758円	※予定サービスがお客様のご都合で中止になった場合は、キャンセル料が発生いたします。キャンセルは、介護保険適用外となりますので②の料金をもとに③その他の料金についての規定とさせて頂きます。					

### ★上記以外の加算料金について

- 初回加算 → サービス開始時に訪問介護計画を作成するため責任者が訪問した際に発生する費用です。(2ヶ月以上サービスの利用が無く、再開した場合も同様の扱いとさせていただきます。)初回のみ2,280円。
- 緊急時訪問介護加算 → 特別な事情でご本人・ご家族のご依頼により計画外の身体介護中心のサービスを行なった場合、当該サービスに要した提供時間に該当する料金の他に発生する費用です。1,140円/1回。(適用する場合、ご担当の介護支援専門員に了解を得ます。)
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護保険法で厚生労働大臣が定める基準で介護職員の賃金の改善等を実施している事業所に適用される加算です。1ヶ月にご利用になったサービスの合計単位数に24.5%をかけた単位数が加算単位数となり、料金は加算単位数に11.40円を乗じた額です。

## ② 介護保険制度等公的制度と併用でご利用になる場合

(支給限度基準額を超えた場合や介護保険等公的制度と併用で制度適用外のサービスを行なう場合)

- 制度適用外となりますがサービスの内容については、お打ち合わせの上訪問介護計画を作成いたします。サービスはその内容に沿って提供いたしますので、当日の内容の変更については、その場でお受けできない場合もございます。
- 介護保険等公的制度の支給限基準額を超えて自費扱いとなる場合は、提供時間のサービス内容によりこの料金を適用させていただきます

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	左記の時間に引き続き30分以上のサービスを行ったときの30分ごとの単価
身体介護中心 身体介護1(J)	2,850円	4,510円	6,600円	1,100円
身体介護中心に引き続き30分の生活援助を行うとき		3,700円 身体1生活1(J)	5,400円 身体2生活1(J)	
身体介護中心に引き続き60分の生活援助を行うとき			4,500円 身体1生活2(J)	
生活援助中心 生活援助1(J)	1,850円	2,650円	3,450円 生活援助3(J)	
介護保険で認められない院内介助を行うとき	1,400円	2,800円	4,200円	

- 日曜日・祝日・12月29日～1月4日は、休日割増料として25%加算させていただきます。
- 1時間30分以上ご利用の方の料金の算出方法  
それぞれの1時間以上1時間30分未満の料金に30分毎の刻み数を30分毎の単価に乗じたものを足して算出します。  
〔例 2時間以上2時間30分未満の場合 1時間以上1時間30分未満の単価+(1,100円×2)〕

## ③ その他の料金について (①・②共通)

### キャンセル料

- ・前日営業時間内迄にご連絡頂いた場合は、無料(時間外は翌営業日扱いになります。)
  - ・当日ご連絡頂いた場合(サービス開始予定時間1時間前まで)は、予定サービス時間の料金の50%
  - ・ご連絡頂かなかった場合(サービス開始予定時間1時間前以降)は、予定サービス時間の料金の80%
- ※料金は、介護保険等公的制度と併用でご利用になる場合の料金(②)でサービス内容毎に算出致します。  
※当日の入院等やむを得ない場合はこの限りではありません。  
※ご本人が不在、体調などのご都合で予定サービス内容が行えない等の場合サービスを中止させて頂く事がございます。この場合は、キャンセル料の規定通りとなります。

### 時間外割増料

8時～18時以外の時間帯は、相当するサービスの料金に25%加算させていただきます。

### 交通費

サービスの提供(開始・終了場所を含む)が文京区以外の場合、弊社事務所からの交通費実費相当

有限会社あゆみ介護文京 営業時間 月～土 9:30～17:30  
電話番号 03(3821)8135 (但し、緊急の場合は、上記以外の時間でも連絡は可能です。)